

平成29年度 大津市立仰木の里東小学校いじめ防止基本方針

はじめに

児童が一人の人格として尊重され、夢と希望を持って、健やかに成長してくれることが、学校・家庭・地域を含めたみんなの願いです。そこで、本校では、教育目標に「自ら学び、心豊かでたくましい子どもの育成」をあげ、いじめ防止を目指して取り組んでいるところです。

しかし、いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。それゆえ、いじめの問題への対応は学校を含め、社会全体における最重要課題となっています。

こうしたいじめから一人でも多くの児童を救うためには、教職員一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。

そこで、本校では、いじめ防止に向け、子どもの最善の利益の実現を目指し、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号、以下「法」という。）第3条や「大津市子どものいじめの防止に関する条例」（平成25年4月1日施行。以下「条例」という。）第2条に規定する「基本理念」に則り、市教育委員会をはじめ保護者の方、地域の方々、関係機関等と適切に連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止および早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処すべく、次のような基本方針で臨みます。

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

●いじめの防止等の対策に関する基本理念

誰もが、いじめは児童の尊厳を脅かし、重大な人権侵害であるとの認識を持つとともに、児童が一人の人格として尊重され、夢と希望を持って、健やかに成長してくれることが、学校・家庭、地域の願いであるとともに、責務でもあります。そのことを踏まえたいじめの防止等のための対策は、学校の内外を問わず学校・家庭・地域・関係機関が互いに協力して、児童が安心して生活し、学習その他の活動に取り組むことができる環境を整え、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、いじめを受けた児童については、その声に耳を傾け、児童の置かれている状況の気持ちを理解しながら、その思いを聴き出すまで関わっていくことが大切です。そして、このことを通して、児童自身の力でいじめ問題を解決できるよう支援していくことも重要であると考えます。

●いじめの定義

いじめ防止対策推進法では、いじめの定義を、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が苦痛を感じているもの」とされています。

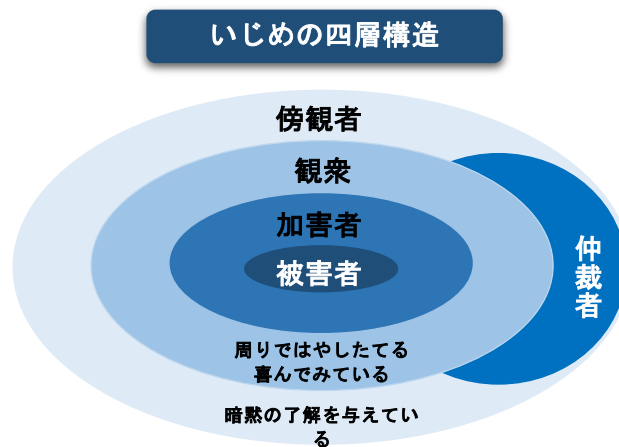
一方、条例第3条では、いじめの定義について、「子どもが一定の人間関係のある者から、心理的又は物理的な攻撃を受けることにより、精神的又は肉体的な苦痛を感じているものをいう。ただし、児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童の虐待に該当するものは除く」としています。

具体的ないじめの事案例

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、こわされたり、すてられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話で誹謗中傷やいやなことをされる

●いじめの構造

いじめは、表面的には、「いじめる子」と「いじめられる子」との支配・被支配のように見えることがあります。しかし、今日のいじめは、いじめる子、いじめられる子の他、これらを取りまく「はやし立てる子ども（観衆）」や「見て見ぬふりをする子ども（傍観者）」という集団が存在し、全体として四層構造からなっているといわれています。さらに、学校や家庭・地域社会の中にも、いじめを生みやすい要因があります。



①いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要です。

このため、本校では、すべての児童を、いじめに向かわせることなく、より良い人間関係を構築できるよう育み、いじめを生まない環境をつくるために、家庭、地域その他の関係者が一体となって継続的な取り組みを進めます。また、教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」、「いじめは卑怯な行為である」ことの理解を促すとともに、豊かな情操や道徳心、自尊感情や自己有用感、社会性、人を思いやる心などを育

みます。上記のことに、本校では以下のような取組を重点的に進めます。

(1) 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	児童会を主体とした活動の推進	6月と10月のいじめ防止月間に、児童の委員会活動でポスター作成など、自主的にいじめ防止の取組を行う。12月には、「友達いっぱい集会」を全校で行い、友達について考える機会をもつ。
b	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	支持的学級集団づくりのため、月初めに、学級で目標が実現できているかを確認する。また、学年ごとにも毎月子どもたちに話し合わせて1ヶ月のめあてを設定させる。

(2) 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	子どもの心を豊かにする教育の推進	生命尊重ができる児童を育てるために、道徳の授業を充実させるとともに、年に1回保護者への公開授業を実施する。また、老人クラブなど地域関係団体と交流を進める。さらに、幼稚園や保育園との交流を1年間通して実施する。
b	自他ともに認め合う人権教育の推進	自尊心を高め、相手のことも思い合うことができる児童を育てるために、道徳の時間を充実させる。また、仲間を大事に思い合う温かい学級の雰囲気になるよう、日々の学級づくりに努める。また、学年集団づくりのため、定期的に学年集会将児童が主体的に取り組めるよう工夫する。
c	いじめ問題にかかる子どもの解決力を育むための教育の推進	いじめる側だけでなく、観衆、傍観者でいることもいけないことであるということ、道徳の時間をはじめ、学級指導、学年集会、全校集会などで指導する。1人で悩まず、困ったことがあれば、先生や友達、家族など相談できる場所はたくさんあることをいろいろな場面で知らせる。また、1年3回のアンケートや教育相談週間を設置する。
d	専門家によるいじめ問題や人権教育等にかかる授業の実施	いじめ対策推進室より講師を招いて、出前授業を実施する。対象は、5・6年生で、学級単位で授業を行い、いじめ問題に対する意識を高めるとともに、人権感覚を養う。
e	子どもの存在や意見が大切にされる授業づくり・学級づくりの推進	学び合い学習を推進し、児童がわかる喜びを味わえるようにするために、すべての学年で、研究授業を行う。(年6回)
f	いじめ防止啓発月間・人権週間における取組	人権週間を設定し、いじめ防止の学習を推進する。いじめ防止啓発の標語やポスターを作成して、いじめ防止の啓発を行う。友達いっぱい集会を実施し、全校で人権について考える機会をもつ。
g	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	全校児童が、互いをよく知り、思いやりの心がもてるように、学期に2回、たてわり遊びや、たてわり給食を実施する。今年度は、1・6年、2・4年、3・5年と兄弟学年交流にし、これまで以上に交流が深まるようにする。5年生による幼稚園、保育園との交流も推進する。
h	ネット上のいじめを含めた情報モラル教育の推進	4・5・6年生では、道徳の時間や学活を利用し、携帯電話やスマートフォン、インターネットによるいじめ問題やインターネットを使う際のマナーについて、携帯電話会社や警察など外部より講師を招聘して学べる機会をもつ。

(3) 教員に対する研修・支援

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ対策に関する校内研修の実施及びいじめ対策の取組にかかわる教員体制の整備	全職員が「報・連・相」を大切に、情報を1人で抱え込まず共有することを徹底する。また、子どもの見取り方についてなどを研修する機会を設け、教職員がいじめを見逃さない目を養う。
b	学校いじめ防止基本方針及びいじめ対策担当教員等の周知	学校いじめ防止基本方針については、職員会議などで全教職員に周知する機会をもつ。
c	いじめ事案対応にかかる教員への指導・助言及び組織的支援体制の充実	毎週1度行ういじめ対策会議では、担任や学年だけにとどめず、情報を交流し、学校全体の問題として捉えるようにする。また、いじめ事案発生時には、組織対応して、いじめられた児童・保護者の立場に立って対応する。

(4) その他(学校独自の取組)

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
	学校独自の取組	<p>昨年度、委員会が中心となって取り組んだ「里東プロジェクト」でいじめ防止啓発キャラクターを決定した。今年度もいじめキャラクターの缶バッジを制作し、「いじめゼロ運動」として、全校1人ひとりに配布し、名札の横に付けるようにする。</p> <p>「友達いっぱい集会」を行い、委員会によるいじめ防止啓発の劇や各学級の人権宣言の発表、全校での「学校へ行こう」の歌など、友達について考える機会をもつ。人権宣言については、人権週間の期間に各学級で話し合う時間をとり、模造紙に書いて1年間掲示し、常に意識できるようにする。</p>

②いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあって行われたりするなど、大人が気づきにくく、また、事実認定が難しいものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、すべての大人が連携し、児童のささいな変化に気づく鋭い観察力を高めることが必要です。このため、本校では、日頃から児童の様子をしっかりと見守り、わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかと疑いを持って、速やかに的確な関わりを持ち、いじめを隠したり、軽視せず積極的に認知できるよう努めます。その際、個々の行為がいじめにあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立って行います。

また、教職員間や学校と保護者との間の情報共有を緊密にし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。さらに、児童にとって、いじめられていることは周りに相談しにくいものであるだけに、児童が安心して相談できるよう、教職員は、日頃から積極的に児童に声かけをするなど、児童との信頼関係を築くとともに、学校として、定期的な調査や教育相談の実施、相談機関の周知等により、いじめを訴えやすい体制や環境を整えます。加えてより多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めるため、地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築できるように努めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を重点的に進めます。

(1) いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめに関する定期的なアンケート調査の実施	いじめの早期発見のため、6月、10月、2月にいじめに関するアンケートを実施する。
b	いじめ対策担当教員を中心としたいじめの疑いを含めた情報の集約	学級担任だけでなく、複数体制で聞き取りを行い、正確な情報を収集できるようにする。学年や教務の中でも随時情報を共有し、全体で支援していくようにする。
c	いじめが発生するピーク時の校舎内及び校門等における見守り活動の実施	登校時、掃除の時間、休み時間、下校時に、教師の目が行き届くように、教務の教員を中心に、パトロール等を実施する。
d	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	6月、10月、2月に「ふれあい週間」を実施し、1人ひとりの子どもたちの話をじっくり聞く。6月のふれあい週間では、6時間目の時間帯を教育相談タイムとし、担任と児童が1対1でじっくり話す時間をとる。
e	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	月1回の学校だより、生徒指導通信、学校協力者会議等で、情報を知らせ、協力をお願いする。
f	ネット上のいじめにかかる保護者との連携強化	生徒指導だよりを通して、インターネットを通じて行われるいじめ問題や対処法などについて周知し、家庭でも子どもたちを見守り、指導してもらえようとする。仰木ブロックで作られた「スマートフォン・携帯電話のルール」を1人1部会配布し、学校と家庭の共通事項として捉えていく。

(2) いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ事案の情報共有を図るための「いじめ対策委員会」の開催	毎週金曜日に、いじめ対策委員会を設置し、いじめについての情報共有を図り、よりよい対策を話し合う。
b	学年及び校種を越えた情報共有の推進	いじめ対策委員会、学年部会、教務部会等での教員間で相談できる機会の設定をする。教務も各学年担当を決め、学年会などに出席して情報を交流する。

(3) その他（学校独自の取組）

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
	学校独自の取組	悩んでいることや困っていることを相談できる機会をもつために、6月のふれあい週間に1週間の期間「教育相談週間」を設定し、5時間目で児童を下校させて、毎日何名かずつ6時間目の時間を利用して担任と児童が1対1で話をする時間にする。 毎朝の挨拶運動で子どもたちの顔色を見て、子どもたちの様子を観察する。6年生では、教科担任制を取り入れたり、教務が授業に入ること、担任だけでなく、複数の目で子どもたちを見守るようにする。

③いじめへの対処

児童からいじめの相談を受けた段階、あるいは、いじめがあることが確認された段階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立つ必要があります。このため、本校では、いじめがあった場合はもちろんのこと、いじめの疑いがある段階で、いじめを受けた（もしくは受けたと思われる）児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保しつつ、「いじめ対策委員会」を開催します。その場で、情報の共有を図るとともに、指導方針等について検討し、直ちに対処します。この際、いじめを受けた児童の立場に配慮しつつ、関連する児童から事情を確認するとともに、必要に応じて専門家と連携し、適切な支援に努めます。また、家庭や市教育委員会への報告・連絡を行い、緊密な連携を図ります。加えて、いじめを行った児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、必要に応じて、心理、福祉、医療、司法、警察等の関係機関と適切な連携を図ります。このため、平素からすべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、関係機関との連携について努め、情報共有する体制を構築します。については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を重点的に進めます。

(1) いじめの対処

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	組織的にいじめ事案に対処するための「いじめ対策委員会」における対応	複数での聞き取りを迅速に行い、正確な事実確認をし、いじめられた児童・保護者の立場に立って対応していく。
b	いじめ事案の解決に向けた対応	つらい気持ちを受け入れ、共感する。事実確認をし、家庭訪問等で、内容をしっかり伝える。今後このようなことが起こらないように、見守る。いじめた児童、保護者に対してもいじめは決して許されない行為であることを伝え、家庭での指導を依頼すると共に、児童のもつ背景にも目を向け、指導する。
c	ネット上のいじめへの対応	学校だけでは、見えにくい部分もある問題であるので、アンケートで実態を把握したり、保護者とも連携していち早く対応していけるようにする。場合によっては、警察との連携をする。
d	重大ないじめ事案に関するアンケート調査の実施	重大ないじめ事案が発生した時には、学校協力者会議を開催し、具体的な対応を協議するとともに、当該学級や学年にアンケート調査を実施する。いろんな方面からの情報を収集し、より正確な情報が得られるようにする。
e	いじめ事案が生じたときの保護者への情報提供	いじめられた児童、いじめた児童、それぞれの保護者に対しても、家庭訪問等を行い、正確な情報を伝え、家庭でのケアや指導を依頼すると共に、継続的に学校での児童の様子をお伝えしていく。

(2) その他（学校独自の取組）

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
	学校独自の取組	複数での聞き取りを迅速に行い、正確な事実確認をし、いじめられた児童・保護者の立場に立って対応していく。 いじめ事案、問題行動が起こった時には、すぐに「東っ子会議(ケース会議)」を行い、組織対応で対策を話し合い、対応していく。民生委員、児童委員との定期的な懇談会を開催して、情報交流を行う。

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第22条に規定される組織として、「いじめ対策委員会」を開催します。その役割については、以下のとおりとします。

①役割

- ・ いじめの防止等の取組の年間計画を作成する。
- ・ いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る。
- ・ いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う
- ・ 児童や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う
- ・ いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- ・ いじめの疑いに関する情報があったときには緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童等への事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- ・ いじめとして対応すべき事案か否かの調査を行う
- ・ PDCA サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

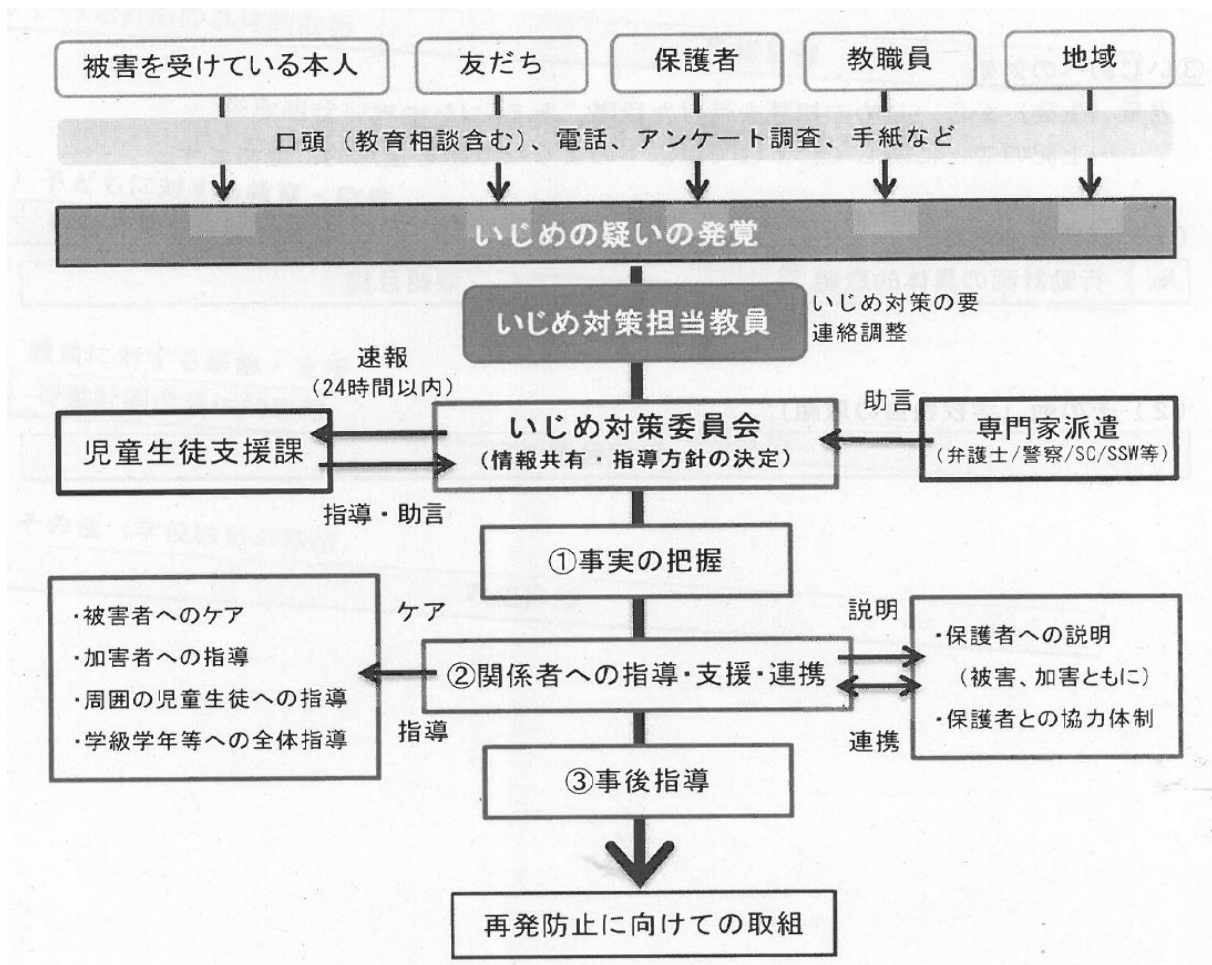
②構成員

- ・ 定例及びいじめ事案発生時のいじめ対策委員会：個別のいじめ事案の対応等構成員は、管理職、教務主任、いじめ対策担当教員、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、学年主任、担任とし、個々の事案に応じて、関係の深い教職員や学校に派遣されているスクールカウンセラーを追加します。
また、事案の性質上、必要に応じて、市教委指導主事の他、心理や福祉の専門家、弁護士、医師などの外部専門家の参加を得ます。
- ・ 拡大いじめ対策委員会：学校のいじめ防止対策全般や基本方針進捗状況評価の協議等構成員は、管理職、教務主任、いじめ対策担当教員、生徒指導主任等の他、自治連合会会長、PTA 会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員等の学校関係者とします。
※学校協力者会議と兼ねて実施

③関係する校内委員会等との連携

いじめ防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導部会、教育相談部会、人権教育部会等と役割分担し、連携して取り組みます。

④いじめ事案対応フロー図



3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

①基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を確認し、年度末に目標の達成状況を自己評価します。また、評価に際しては、目標の達成状況を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

②基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に児童や保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

仰木の里東小学校 いじめ防止のための年間計画

月	活動内容・取組		備考
4	引き継ぎ連絡会<児童理解> 町別児童会 登下校指導 東小の約束等作成 学級懇談会 1年生をむかえる会	①②③ ④ ①② ① ②④ ①	東小の約束を子どもたちに知らせ、いじめの未然防止につなげる。
5	家庭訪問 PTA 総会 たてわり活動 登下校指導	②④ ④ ① ①②	PTA 総会では、いじめ対策について協力を依頼
6	いじめ防止等啓発月間 ふれあいアンケート実施 ふれあい週間 ウインドウズ里東(学校協力者会議・拡大いじめ対策委員会) 携帯電話指導4年	①④ ② ②③ ④ ①	児童会を中心にした取組の実施 教師と保護者・地域の方々との連携の大切さを確認
7	いじめ対策推進室出前授業 登下校指導 夏休みのくらし作成 学級懇談会	① ①② ① ②④	教師と保護者・地域の方々との連携の大切さを確認
8	いじめ問題に関する校内研修会	①②③④	いじめ防止基本方針にそって、取組の評価
9	下校指導	①②	2学期の登下校について、高学年がリーダーとして思いやりをもてるようにする。
10	町別児童会 いじめ防止啓発月間 ふれあいアンケート実施 ふれあい週間 児童会による取組 ウインドウズ里東(学校協力者会議・拡大いじめ対策委員会)	④ ①④ ② ②③ ① ④	命の授業の実施 児童会を中心とした取組の実施
11	携帯電話指導6年	①	地域の方々との連携をはかり、いじめの未然防止を図る
12	登下校指導	①②	登下校指導により、いじめの

	町別児童会 冬休みのくらし作成 学級懇談会	④ ① ②④	芽がないかを観察する。
1	登下校指導	①②	登下校での様子や課題を話し合い、いじめ防止につなげる。
2	ふれあいアンケート実施 ふれあい週間 ウインドウズ里東(学校協力者会議・ 拡大いじめ対策委員会) 情報モラル教室5年	② ②③ ④ ①	地域の方々との連携をはかり、いじめの未然防止を図る。
3	小中連絡会 保幼小連絡会 登下校指導 町別児童会 春休みのくらし作成	④ ④ ①② ④ ①	春休みは子どもたちの気持ち が不安定なので、いじめの 芽が出ないように指導する。
年間 を通 じて	豊かな心部会 いじめ対策委員会 朝の挨拶運動 下駄箱チェック SC 訪問相談	①②③ ①②③ ①② ① ②④	年間を通して、複数の目でい じめ防止につなげる。

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめへの対処に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④

5 その他

ふれあい週間アンケート

年 組 ()

☆1学期の学校生活をふりかえって、こたえましょう。

① 学校生活は、楽しいですか。	楽しい ・ 楽しくない
② 学級の人となかよくすごせていますか。	すごせている ・ すごせていない
① 私は人からいやなことを言われたり、 いやなことをされていますか。	されていない ・ されている ↓

③のしつ問で、「されている。」に○をつけた人に聞きます。すべてのしつ問に○か×をつけてください。

わる口やいやなあだ名、いやなことをいわれる。	
いじわるをされたり、からかわれたりする。	
たたかれたり、けられたり、ぶつかってこられたりする。	
いやなことをさせられる。	
話しかけても、こたえてくれない、むしされる。	
かげでこそそ話をされる。	
ものをかくされたり、とられたり、かってにつかわれたりする。	



このことはおうちの人にそうだんしている。	
このことは友だちにそうだんしている。	
このことは先生にそうだんしている。	

① あなたのまわりに、いやなことを言われたり、されたりしている人はいませんか？	いる ・ いない
「いる。」と答えた人は、くわしいことを書いてください。	
② 友だちに言ってもらったり、してもらったりして、うれしかったことはありますか？	ある ・ ない
「ある。」と答えた人は、くわしいことを書いてください。	
そのほか、学校生活でこまっていることや先生に相談したいことがあれば書いてください。	